

# 伊方訴訟ニュース

第42号

1977年2月15日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先:〒530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル)  
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780)

## 国側証人は、まるで四国電力の技術員

— 第19回公判傍聴席から —

今回の裁判傍聴は朝の10時から夕刻5時すぎまで2日続けてというものでしたが、外野席からでも少しでも支援になればと思出席した私にとっては原発について考えるとても良い機会になりました。一方で既成事実をつみかさねていき、そのつじつまは後からつくれば良いという電力側や国側の姿勢が目につきました。マスコミでの原発の商業など流し込まれ、原発建設は当然といった気に人々をさせようとしている作戦は、少なくともこの伊方訴訟の裁判での有様が知られば、確実に打破られてゆくのではないでしょう。

国側証人の耐震設計の専門家という学者と国側弁護士のやりとりをきいていると、御当人たちはしごく気持良さそうに問答をしているのですが、四国電力が安全審査の資料を作るために行なったことがほとんど安全審査のタネのせい、そのうちに自分がしたことと混同してまるで四国電力の技術員みたいなのには苦笑させられました。客観的立場にたった審査というものの実際の様子はそんなものであったのかと了解したしだいです。原告側萩野証人の反対尋問で、逆に鋭く四国電力資料のゴマカシが追求され明らかになっ

たのと、まったく好対照でした。それにしても国側も権威主義や官僚主義ばかりに頼りきりで、ごまかしきれるとでも思っているのかと本当に疑いたくなります。

原告側星野証人の、原発建設の必要性はないという証言のなかで一番印象深かったのは、原発は低コストの発電であるという宣伝とはうらはらに、その建設に必要な全電気エネルギーの差し引きを考えるといたちごっこになり、結局原発を製造しているものにとっては製品がはけて良いが我々にとってはまったく無駄をしているという点でした。

(以下15頁に続く)

### 第20回公判

二日間連続 松山地裁大法廷

2月24日(木) 午前10時より

原告側 星野芳郎証人 反対尋問

原告側 久米三四郎証人 反対尋問

2月25日(金) 午前10時より

原告側 生越 忠鑑証人 主尋問

被告側 大崎順彦証人 反対尋問

原告本人 井上常久氏 主尋問

いよいよ原告の発言開始。執行停止を要求する気迫で法廷を満たそう!

## 原告・弁護団，執行停止決定の促進を申立て

さる2月5日午前9時30分，原告，弁護団の代表は松山地裁に赴き，村上裁判長ら三人の裁判官に，伊方原子力発電所の設置を認めた内閣総理大臣の許可処分の効力を，速かに停止するよう求めた「申立理由補充書」を手渡した。そして，その申立ての正当性を裏付けるものとして，これまでの法廷での証人調べを通じて—そう明らかになった，伊方原子力発電所の危険性と違法性について，原告らの主張をまとめた準備書面（12）（約1,000頁，60万字）も提出した。

原告・弁護団代表は，こもごも，つぎの点を裁判長らに訴えた。伊方原発の設置許可の効力停止（執行停止）の決定を求める訴状は，すでに本訴と同時に昭和48年8月に提出してあるが，これまでは，伊方原発の危険性と違法性を明らかにするために，本訴の裁判を先行させてきた。ところが，その証人調べも終わろうとしている段階であるにもかかわらず，国と四国電力は伊方原発の運転開始を急ぎ，すでにさる1月29日には原子炉に火入れ（臨界）して試運転に移ろうとしている。したがって，原告ら住民の危険は現実的なものとなってきたし，既成事実をつみあげて裁判を無効なものにしようとしている意図も明らかである。速かに，本裁判の判決が出るま

での間，設置許可処分の執行停止を命じて，運転をとめてほしい。四国電力の計画では，7月から営業運転に入るといふが，それまでには決定を下してほしい，と。

裁判長からは，執行停止の申立ては一応本訴と別件となるので，本訴の証拠や準備書面とは別に，とくに緊急性を示すための「疎明資料」があれば提出してほしいとの要望があり，原告・弁護団も提出の努力をすることを約束した。また裁判官らは，目下，大量の証拠について事実関係を調べているが，大変な作業である，との感想ももらしていた。今回提出された原告らの準備書面（12）についても，ぜひ読ましてもらいたいとの意思表示があった。なお，前回公判で保留となっていた，原告本人の尋問については，井上常久さんを第一番目の証言者として採用してほしい旨の申請書も同時に提出した。

裁判長らとの会見後，記者会見が行なわれたが，伊方原発が試運転に入ったという事態と，原告・弁護団のなみなみならぬ決意と自信とに，最終段階にさしかかった裁判の緊迫感を記者団も感じとっているようであった。以下に，当日提出した「申立理由補充書」の全文と，準備書面（12）の内容を示す目次とお知らせしておきます。（Q）

昭和48年行ク第一号  
効力停止決定申立事件

### 申立理由補充書

申立人 川口寛之  
外34名

被申立人 内閣総理大臣

右当事者間の頭書事件につき左のとおり申立理由を補充する。

昭和52年2月5日

右申立人代理人

弁護士 新谷勇人

弁護士 井 門 忠 士  
同 浦 功  
同 岡 田 義 雄  
同 奥 津 亘  
同 熊 野 勝 之  
同 崎 間 昌一郎  
同 佐々木 齊  
同 柴 田 信 夫  
同 菅 充 行  
同 田 原 睦 夫  
同 仲 田 隆 明  
同 中 元 視 輔  
同 畑 村 悦 雄  
同 平 松 耕 吉  
同 藤 原 周  
同 藤 原 充 子  
同 分 銅 一 臣  
同 本 田 隆 士  
同 藤 田 一 良

松山地方裁判所

民事第一部 御中

記

第一 はじめに

行政事件訴訟法 25 条に規定する「処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は 1 部の停止」を総称する概念として「執行停止」の語が用いられているので、本申立においては「処分の効力」の停止を求めているものであるが、便宜、「執行停止」の語を用いるものである。

ところで執行停止の要件は次のとおりである。

積極要件として、

(1)取消訴訟が提起されていること

(2)執行停止の対象となる処分が存在すること  
(3)回復困難な損害を避けるため緊急の必要があること

消極要件として、

(4)公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき  
(5)本案について理由がないとみえるときである。

ところで以下に本件における執行停止の理由を述べるものであるが、右(1)及び(2)の各要件については、特に論及するまでもないので、右(3)の要件の存在について主として論じ、右(4)及び(5)についても若干の論述を行なうものである。

第二 回復困難な損害を避けるため緊急の必要があることについて

一、本件伊方原子力発電所の危険性

1 原子炉の運転の結果生成される「死の灰」やプルトニウムなどの放射性物質は、人体に対して様々の重大な放射線障害を惹き起す毒性を有しているものであるが、その厄介な性質は、一つには、これら放射性物質が平常運転時であれ事故時であれ、環境にばらまかれたとしても、これらを人間が五感で感じとることは全く不可能で、周辺住民はたとえ致死量の放射性物質にさらされていても全くこれを感じ得ることはできないことである。ただ放射線を検知する装置によってその存在を知り得るだけであり、周辺住民の生命身体の安全は、装置自体の信頼性及び装置を扱う者の信頼性に全面的に依存しているのである。しかし、それらの信頼性を保証するものは何ら存しないのである。

もう一つの厄介な性質は、これら放射性物質はおよそ人間の力では無毒化することがで

きないことである。一旦生成した放射性物質は、その放射線の強さが長期間にわたり自然に減少していくのを待つしか無毒化の方法がない。例えば、人の肺にわずか1億分の3グラム吸収されただけでガンを誘発するといわれるプルトニウムの半減期は実に二万四千年である。結局、一旦生成した放射性物質は殆んど永久的にこれを注意深く管理しなければならないのである。

2 ところで、こうした厄介な性質を有する放射性物質の生成量は、原子力発電所の発電量に比例し、本件伊方原子力発電所を一年間運転するとプルトニウムを例にとれば約150キログラムのプルトニウムが生成されることになる。これは実に5兆人に発ガンのおそれをもたらすという恐るべき毒物とその量である。

かかる超毒物を大量に製造し、人間の身近な環境に持ち込む結果を招来すること自体が危険極まりない行為と言わざるを得ない。

被申立人は、かように恐るべき大量の放射性物質を、人間の生活圏と密着した箇所で作成しながら、これが人間の生活圏に入り込んで災害をもたらすことは技術的に防止し得ると主張している。しかし果してその技術が信頼に足るものであるか否かは、余程慎重な検討を加えた上で、誰もが全幅の信頼をおき得るようなものでなければならぬことは、事がかかる大量の恐るべき放射性物質に関するものである以上、当然の帰結である。

3 ところが、放射性物質が人間環境に放出されないよう閉じ込めておく技術は、全く信頼のおけないものにすぎないのである。

詳細については、申立人が本案において主張立証してきたところで明らかであるので、

これらを採用する。

尚、付言すれば、わが国の軽水炉型原子力発電所の殆んどのが、原子力発電所の安全を確保するのに不可欠に重要な部分で、相次いで事故を起しているのである。しかもそれらの事故の真因は把握できず、事故の再発も不可避という状況の中で、その場しのぎのとりつくろいが施されるだけで運転が続行されるといった危険な状態が続いている。そして、これらの事故の対策、点検に手間取って、各原子力発電所の利用効率は極度に悪化してきている。昭和49年度のわが国の原子力発電所の利用率の平均値は48%に過ぎなかったが、かかる事態は改善されるどころかますます悪化の一途をたどり、昭和50年4月から12月までの統計では平均利用率は32%にまで落ち込んでいるのである。各電力会社が生産電力の発電原価を算定する際、80%の利用率を見込んでいることに比して、まさに惨たんたる事態というほかはない。

このように多発している事故は、現在の原子力発電所の、構造、材料、工法、品質管理等における本質的な欠陥に根ざしており、しかも、それらの発生を防止することは原理的に不可能なものであることは既に明らかである。

他方では、事故時の安全装置とされる、たとえば緊急炉心冷却装置(ECCS)の有効性については、未だに実験によって確かめることができないまゝである。こうした状況下で、原子力発電所における破滅的な大事故のおそれは、ますます現実感をもって迫ってきているといわねばならない。

いわゆるラスムッセン報告によって、破滅的な事故は天文学的に小さな確率でしか起ら

ないと宣伝されているが、原子力発電所が安全であるとする主張が、単に机上の計算、机上の空論にすぎないことが、ますます実証的に明らかになってきている今日、かかる机上の確率論を措信することは到底できない。

「破滅的な事故は必ず起る。われわれにわからないのは、いつ、どこで起るかということだけである。」との米国ジェネラルエレクトリック社の元幹部技術者の言葉が、ますます真実性をもって迫ってきているといわねばならない。

4 本件伊方原子力発電所の場合に特にさし迫っているのは大地震による事故の発生である。

本件伊方原子力発電所設置場所は、地震帯が通過する地域であり、地震と関係が深いと言われている重力異常の急変帯に含まれ、地磁気変化の大きな地域である（甲134号証、61頁図参照）。そして、過去の地震歴から考えても、例えば河角マップ200年期待値では300ガルの、後藤マップの75年期待値では200ガルの地震動が予期される地域である（右同38頁図9・30(b)、39頁図9・31）。加えて、檀原によれば、伊予灘安芸灘地域では52年周期でマグニチュード7・1クラスの地震が周期的に発生しており、前回の1905年の地震以来既に72年間大地震の発生がなく、その周期から考えて大地震の発生がさし迫っているのである（右同63頁）。これらの事実を鑑みて、当該地域は地震予知連絡会により特定観測地域に指定されているのである。最近の研究（本件原子炉を製造した三菱重工業の研究者の指摘である）によっても1976年から1983年にかけて当該地域に大地震が発生する傾向があると

指摘されているのである（甲216号証、262頁）。

かかる大地震が破滅的な事故を招くことは本案においても主張立証したとおりである。

5 ところで、周辺住民が放射性物質によって災害を蒙むるのは、右の様に破滅的な事故の場合だけでないのは言うまでもない。

より小規模な事故により被曝すること、又平常運転時において被曝すること等により子々孫々までも生命身体が脅かされることも、本案において主張立証している通りである。

6 又、年々増加する放射性固体廃棄物の保管乃至処分、使用済燃料の再処理、再処理の過程で排出される放射性廃棄物の処分、乃至これらの輸送措置を含めたいわゆる核燃料サイクルの過程で、放射性物質が外界に洩れ出る危険性も極めて高い。

加えて、原子炉の運転を含む核燃料サイクルの過程における人為的な危険、即ち、サボタージュ、窃盗、テロ行為等により放射性物質が外界に洩れ、あるいは持ち出される危険は、米国においても指摘されているところである。

しかし、これらについては被申立人は何らの実質的な方策も示さないままである。放射性物質を人的環境から遮断する技術の信頼性を云々する以前の問題であり、いわば具体的には何のあてもないままに、恐るべき放射性物質を人間環境の真中に放置するに等しいといわねばならない。

7 いわゆる温排水による被害についても同様である。本件伊方原子力発電所から排出される温排水は、1秒間に約40トン、1日に実に350万トンに達し、吉野川の年平均流量の約3分の1に相当する。そして、温排

水中に含まれる放射能、熱、塩素の三つにより、周辺海域は複合汚染を免れない。そして周辺海域中の海産物及びその生態系に及ぼす影響は重大であり、周辺海域を仕事場にしてゐる漁民に死活の影響を与えるものである。

8 本件伊方原子力発電所の設置場所は、わが国有数のみかんの産地であり、且つ沿岸漁業で生活を営んでいる者が多く、いわば農水産物生産地の真中にある。原子力発電所は、事故時に限らず平常運転時においても、気体、液体の放射性物質を周辺環境にまき散らす大規模な汚染源であるが、右に述べた様な具体的危険性の存否に拘らず、放射能汚染の一般的危険性の存在だけで、みかんをはじめとする農産物や、魚貝類、海藻などはその商品価値に致命的打撃を受けることは容易に認識し得るところである。既に原子力発電所が運転を開始すれば契約を停止することもあり得るという取引先からの通告を受けているみかん業者や水産業者も存在している実情である。原子力発電所の運転が申立人ら周辺住民に対し、かかる類の甚大な損害を与えることは必至である。

又、かかる理由によって、周辺地域のみかん栽培、水産業等の産業構造は全く異ったものへの変化を余儀なくされることも明らかである。その過程で生じる経済的混乱は周辺住民に多大の損害を発生させることも又必至とみななければならない。

## 二、損害の回復困難性

1 本件伊方原子力発電所の危険性については右にみたとおりであるが、これら大事故、小事故、平常運転時の被曝、核燃料サイクルの過程での被曝、温排水による被害、及び放射能汚染の一般的危険性による被害等々のい

ずれによっても、申立人らが蒙る損害は到底回復不可能な甚大なものである。

第一に、人間が急激に多量の放射線を浴びた場合には、その程度によってあるいは死に至り、あるいは死に至らないまでも様々な身体的傷害を受けることになる。いわゆる急性放射線障害と呼ばれるものである。

第二には晩発性障害と呼ばれるもので、これはガン、白血病等の傷病を惹き起し、死に至らしめる場合も多い。そしてかかる晩発性障害は、被曝後数年乃至数10年経過してからあらわれるという厄介なものである。しかも晩発性障害には放射線量のしきい値はないというのが、現在の放射線生物学及び医学の結論なのである。

同様にしきい値が存しないものに遺伝的障害が存する。即ち、生殖細胞中の遺伝子が放射線的作用を受け、変質した遺伝子は数世代にわたって民族全体に拡散し、変質遺伝子を両親から受け継いだ子に不良な性質があらわれるという深刻且つ重大な結果が生ずるのである。

そして、これら晩発性障害や遺伝的障害は、事故時のみならず平常運転時に放出される放射性物質によっても惹き起されるものであり、まことに恐るべきものといわねばならない。

尚、晩発性障害や遺伝的障害の場合は被曝後長期間を経てはじめてあらわれるものであるだけに、又わずかの被曝でも発生するものであるだけに、被曝の有無、被曝の時期、被曝と障害との因果関係等を立証することが一般的には、極めて困難となるであろうことも容易に予想されるところである。かくては実際にかかる被害を受けながら何らの補償すら得られないという悲惨な被害者が生ずること

も容易に予想されるのである。

いずれにしても、右のような人の生命、身体にかかる恐るべき被害が回復不可能な損害であることは多言を要しないところである。

2 ところで、事故時の被害の規模についても触れておかねばならない。

まず、1957年にブルックヘブン国立研究所報告(WASH-740)がある。これによれば電気出力約16万キロワット(本件伊方原子力発電所はその3・5倍)の原子炉を例に、事故が発生し、炉心にたまっている高レベルの放射性廃棄物の50パーセントが大気中に放出され、更に大気に逆転層が存在するなどの悪条件が重なると、3,400人が即死、43,000人が急性病で倒れ、損害は70億ドル(二兆一千億円)にのぼると推定された。又、1964年に原子炉の規模が右の1957年当時より5倍以上になったことを理由としてWASH-740の改訂作業が行なわれたが、改訂版の内容によれば、大規模な原子炉事故が発生すれば47,000人が死亡、被害面積はペンシルバニア州(北海道の1.5倍)に及び、損害は数百億ドルに達するとの事である(甲203号証、78乃至79頁)。

次に、本件伊方原子力発電所において、全炉心溶融が起り、圧力容器溶融貫通が起り、格納容器スプレイ系が働かないため格納容器の冷却が出来ず、内圧が耐圧限度を越えて格納容器が破裂した場合を考えると、

格納容器から6キロメートル以内の人は100%が死亡、7.3キロメートル地点の人は50%が死亡、9.5キロメートル地点の人は5%が死亡し、又、10キロメートル地点の人は100%が病気になり、13キロメートル地点の人は50%が発病する

こととなる。

しかし、これでもまだ大幅な過小評価に過ぎないのである。

そして、実際の人口分布から被害者数を考えると、放射能煙霧が八幡浜市に向った場合、15,000人乃至20,000人の早期死者が出ることとなり、放射能煙霧がまっすぐ松山市に向った場合、10,000人前後の早期死者が出、ガン発生数は30,900乃至56,400件(肺ガン、甲状腺ガンを含む)、甲状腺42,000乃至557,000件、遺伝障害5,600乃至37,000件となる。これ以外に多数の急性病が発生することも言うまでもないことである。

もとより、申立人ら周辺住民は殆んどが死亡を免れないし、運よく死亡を免れたものがあったとしても、悲惨な障害からは免れることは出来ない。(原告準備書面12836頁参照)

3 又、放射能による被害は右の様に人体に関するものにとどまらない。

本件伊方原子力発電所について右2におけると同様の事故想定をすると、退避しなければならない範囲は原子炉から250キロメートルにも達する。面積にして4,145キロ平方メートルになり、退避を要する人数は40万人以上にも及ぶ。

これによって物的損害の内容を分類すると、

- (1)退避した人の失職の問題。
- (2)退避した人の住居の問題。
- (3)汚染地区にあった全ての農産物、畜産物、海産物は廃棄しなければならないこと。
- (4)長期間にわたる土地使用不能。汚染の軽い所では数年で使用可能になったとしても、そこでとれる農産物、畜産物等は汚染がなくなったと言っても商品価値はもたない。つまり

売れない。

(5)瀬戸内海汚染は広域，長期間にわたる。瀬戸内海の水は停滞しており，30年でも全部入れ換らないと言われていることを考えると，非常な長期間にわたって，瀬戸内海全域，及びこれに接する外海における漁業は全滅する。その上，瀬戸内海に面する工場の取水不能，船舶の航行不能など，その損害は測り知れない。

4 本件伊方原子力発電所の設置場所が，みかんの産地及び沿岸漁場の真中であることは前述のとおりである。事故時は言うに及ばず，平常時においてもこれら農水産物に対する放射能汚染，あるいは水産物に対する温排水の影響は，これら産業に壊滅的打撃を与えるであろうことは明らかである。のみならず原子力発電所があるというだけで，放射能汚染の具体的危険の有無にかかわりなく，これらの商品価値は激減するのである。

5 水産物に与える影響について付言すれば，事故時は言うに及ばず，平常時であっても，いわゆる温排水に含まれる放射能，熱，及び塩素によって水産物は甚大な影響を受ける。放射能は海藻，貝，魚などへの蓄積が問題となるが，他の二つは周辺海域の海水の質を変化させ，直接に生態系を破壊する。本件伊方原子力発電所からの温排水が放出される伊予灘海域は，たこ，めばる，あじ等の魚類，さざえ，あわび等の貝類，わかめ，ひじき等の海藻類の主要産地であるが，温排水の排出によって，プランクトン，魚卵，稚魚などが死滅し，海水の温度変化によって魚類の回游路が変化し，さらに逃げることのできない磯の定着生物が打撃を受けるなどの被害が発生することは必至である。申立人らのうち，こ

こを仕事場としている漁民にとっては，仕事を完全に奪い去られることとなるのである。

6 申立人らが受ける人的物的損害のいづれもが極めて重大かつ深刻なものであり，到底回復不可能なものであることは明らかであると言わねばならない。

尚，以上の諸点の詳細については本案における主張立証を採用し，ここでは以上の程度の概観的論述にとどめる。

### 三、緊急の必要性について

1 四国電力株式会社は，昭和51年12月に本件伊方原子力発電所における原子炉の試運転を，昭和52年4月から営業運転を，それぞれ開始する予定であったが，昭和51年10月14日に装荷中の燃料集合体を損傷させるという事故を起したため，若干，右各予定に狂いが生じたものの，現在既に試運転にとりかかっており，営業運転も4月乃至その直後頃から始められるものと思われる。

試運転においても，危険が存することは言うまでもないが，営業運転，即ち，本格的な運転が始まれば，事故発生危険も，これによる被害の程度も飛躍的に増大するし，平常時被曝線量も増大する。温排水による影響も甚大となる。

そして，営業運転が開始され，運転期間が長くなればなる程，事故の危険も増大し，事故時に放出される原子炉内の放射性物質の蓄積量も増大する。放射性廃棄物の量もどんどん多くなり，これによる危険もそれだけ増大する。平常時に放出される放射性物質による影響も，期間が長くなればなる程大きくなっていく。温排水による影響も月日を追って増大する。

又，農水産物の商品価値に対する影響は，



営業運転開始によって致命的となるし、営業運転期間が長くなればなるだけますます甚大となる。

現時点において、損害を避けるための緊急の必要性が存することは明らかである。

2 ところで、これに比して、執行停止決定がなされた場合に四国電力株式会社が受ける不利益は、極く僅かの期間、あるいはせいぜい数年間、本案判決の帰すうを見る間、営業運転の開始、又は続行を差し控えるという事に過ぎない。

先行の原子力発電所が、多発する事故によってしばしば長期間にわたって運転を停止していることに鑑みても、執行停止決定による運転停止をさ程重大視するには当たらない。営業運転によって予想され 前記各損害に比べれば全くとるに足りない事に過ぎない。

第三、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて

一、公共の福祉の概念は、往々にして恣意的に解釈される危険性を有しており、現に従来から公共の福祉の名の下に、恣意的に国民の基本的人権が制約されたと思われる例は数多い。

これらは公共の福祉の概念を、国民の基本的人権と対立する概念として把握することから生じた誤りであると考えられる。公共の福祉とはその様な国民の基本的人権に対立する概念として把えるべきではないのであって、国民の基本的人権が相互に利害対立する場合に、これらを調整する概念として把えられなければならないものである。即ち、ある人又はある人達と他の国民との利害が相反する場合に、相互の利益較量を行なってこれを調整する概念が公共の福祉に外ならないのである

(宮沢・憲法Ⅱ235頁参照)。

二、ところで本件において対立するものは直接的には申立人ら周辺住民の利益と四国電力株式会社の利益であるが、間接的には四国電力株式会社が本件伊方原子力発電所を運転して生産する電力に依存する産業全体、及びこれによって直接間接に利益を受ける多数の国民も利害関係を有する者になろうかと思われる。しかし他方では周辺住民の被曝に帰因する遺伝的障害が国民全体に拡散する危険性、事故の程度如何では周辺住民にとどまらず広範囲の国民が直接多量に被曝する危険性、核燃料サイクルの過程では周辺住民にとどまらず、極めて広範囲の国民が危険にさらされる事、瀬戸内海汚染による広範且つ深刻な影響等を考えれば、原子力発電所の設置運転に対立する利益を有する者は国民全体にわたると言っても過言ではない。蓋し、原子力発電は人類とは共存し得ないと言い得る所以である。

かようにして見ると公共の福祉の概念も、ここでは果てしなく拡散してしまうかのようであるが、ここで明らかなのは原子力発電所の設置運転によって利益を受けるのが誰であれ、又いかに多数の者であれ(但し、果たしてそれ程多数に利益をもたらすのかどうか大いに疑問の存するところであるが、ここでは一応それは不問に付すとして)、それは所詮は経済的利益に過ぎないし、しかも四国電力株式会社の資本金家や経営者、及びその他の産業界の支配階級などは別として、一般国民の個々人に最終的に帰する経済的利益そのものはたとえ共存し得るとしても微々たるものにしか過ぎない。又、いずれが享受する経済的利益も、個々人の生命身体にさし迫った影響を及ぼすようなものではない。

他方、原子力発電所の設置運転によって侵害される利益は、周辺住民にとって死活の経済的利益のほか、周辺住民及び一般国民の生命身体にかかわるものである。およそ個人の生命身体を保全する権利は、憲法13条等の規定を俟つまでもなく最大の尊重がなされるべきことは多言を要しない。

結論は自明である。原子力発電所の設置運転によって危険にさらされる周辺住民及び一般国民の利益を優先すべきは明らかである。それこそが、まさに公共の福祉に適合することにほかならない。安易なエネルギー政策を公共の福祉の名の下に周辺住民及び一般国民に押しつけて、これらの生命身体を危険にさらすことは甚しく公共の福祉に悖るところである。

三、のみならず、原子力発電所の設置運転によって経済的利益が生み出されるとする事自体に疑問が存するのである。

前述のように、わが国の原子力発電所の利用効率は実に惨たんたる有様である。各電力会社が生産電力の発電原価を算定する際、80%の利用率を見込んでいるにも拘らず、32%の利用率というのでは、経済的な付加価値を生み出しているのではなく、経済的利益を浪費しているとしか言えない。

かかる状況下で、各種の事故原因も把めないうまゝに原子力発電所の設置運転を遮二無二推進することは、ますます経済的利益を浪費することにほかならず、およそ公共の福祉に適合するいわれは皆無であると言わざるを得ない。

四、ところで本件許可処分が、いわゆる原子力三原則の民主、自主、公開の手下になされたものではないことは、本案における

主張立証により明白なところである。

本来は、民主、自主、公開の原則の下で、住民も関与した中で、本件原子力発電所の設置を許可すべきか否かが慎重に検討されなければならない。ところが実際には、かかる手続は何ら履踐されることなく、しかも、許可処分のための査察内容たるや極めて杜撰なものでしかない。

そして、本件訴訟において初めて、いわば審査らしい審査が、適正な手続の下に行なわれていると言ひ得る実態である。してみれば、適正且つ慎重な審査の終る前に原子力発電所の設置運転を既成事実化してはならないことは当然の結論である。本来ならば、試運転開始前に執行停止をなすべきであろうが、少なくとも営業運転、いわば本来の運転が開始される前に、又、仮に営業運転が開始されてもこれが長期間にわたり既成事実化しない前に、執行停止をなすことにより運転を停止し、本件原子力発電所が安全か否かにつき充分審理を尽すべきなのである。かくすることが、本件許可処分の際に欠落した民主的手続、乃至適正慎重な手続を多少とも補完することであり、民主的ルールを補完するという点で、まさに公共の福祉に適合することにほかならないのである。

尚、この点につき類似の論として、原田「環境行政訴訟の問題点」判例タイムズ318号15頁を参照されたい。

五、以上の様に、本件において執行停止をなすことは、公共の福祉に適合することではあれ、決して公共の福祉に重大な阻害をもたらすものではないことは明らかである。

第四、本案について理由がないとみえるか否かについて

一、申立人は既に本案において、本案について理由があるとみえる程度の証明を尽している。百歩譲っても、被申立人において、本案について理由がないとみえるような疎明責任を尽していないことは明らかであろう。

二、ところで申立人は本件許可処分のためになされた安全審査の内容的杜撰さとともに、手続的杜撰さをも本案において主張立証してきたが、後者について若干付言すれば、政府機関自らが既にこの事を自認しているのである。

即ち、原子力委員会環境・安全専門部会が、昭和49年10月に公表した報告書（甲48号証）によれば、「安全審査についての不信を表明している人々の問題点指摘には、安全審査が独自の解析にもとづいてなされていない、独自の情報データによっていない、データに実証性がない、審査経過が不明でどれだけ検討されているかわからない、等々の批判がある。このような批判は、現在の安全審査についての理解の不足によるところもあるが、反面、広報活動その他国民の信頼を勝ち得るための国の方策においても欠けるところがあつたことも認められる」との見解が明らかにされている。

又、昭和50年5月の「むつ」が放射線洩れ問題調査報告書（甲50号証）によれば、「原子炉安全専門審査会の委員は非常勤と定められており、一般に大学、研究所の研究者がパートタイマーという形態で審査に当たっているので、必ずしも常に最も適当な専門家を当て得るとは限らない。したがって、審査の実態についても、申請された原子炉の安全性について、申請者側の計算を再計算によって確認することなどは事実上困難であり、また

原則として書面審査のみであるため、設置許可を決めた原子炉がその後どのように運転されているか、また、技術的に問題はないかなどを絶えず注意し、これを次の審査に反映させるという一貫した技術のシステムに欠けるところがある。いうならば、高名で多忙な学者、研究者にこのような実務的な作業を委ねること自体に無理があるといわざるを得ない。この結果、審議内容は往々にして、結果に対する責任と役割の限界をあいまいにしたまま、無難な結論が採用される恐れがある」との指摘がなされているのである。

三、詳細については、本案における主張立証を採用することとするが、右のように安全審査の杜撰さを自ら慰めていること自体だけでも、本案について理由があるとみえる疎明として充分であろう。してみれば、本案について理由がないとみえるときという消極条件については、既に問題とするに足りないものであるといわねばならない。

第五、外国における原子力発電所設置運転の差し止め等の例について

諸外国における執行停止等の例については、本案でも主張しているとおりであるが（原告準備書面12 46～60頁）、参考までにそのいくつかを摘記しておきたい。

一、アメリカについては、昭和51年7月に、コロンビア特別区巡回控訴院が、NRC（米国原子力規制委員会）は、新規の発電所の建設許可を行なうに当たって、詳細なエネルギー節約と放射性廃棄物の処理を十分考慮しなければならないのに、これをなさずに原子力発電所の建設、運転を許可してきたとして、これに警告を発し、「放射性廃棄物処理に関する規則」の策定が必要であるなど三つの見

解を示した判決である。これによってNRCの原子力発電所の建設についての許認可業務は、爾後少なくとも9か月、長ければ30か月は完全に停止するものと見られている。

そして、NRCは右判決を受けて同年8月13日、環境への影響と放射性廃棄物の処理に関する問題の全面的な検討が終了するまで、新規原子力発電所の運転免許発給を一時停止することを明らかにしたものである。

これは事実上の原子力発電所のモラトリアム（一時停止）と評価されている。

又、これより前、昭和46年7月にも、同じ裁判所で、カルパート・クリーフに建設中の原子力発電所が、環境保護の考慮が充分でないとの理由で、工事を中止し、計画を変更する様命じられた例もある。

二、西ドイツでは昭和50年3月に、フライブルグ行政裁判所が、ヴィール原子力発電所の建設中止仮処分命令を出した。理由は建設があまりに性急に行なわれていること等であった。

電力会社側はこの判決を不服として控訴したが、結局、住民側との間で、独立の専門家による安全性の証明及び行政訴訟の最終審が下るまでの工事停止等を内容とする協定が成立した。

三、スウェーデンでは、昭和48年に新規原子力発電所の建設差し止めを求めるモラトリアム法案が議会で可決され、その後2年間は一切計画は進行しなかった。このモラトリアムは昭和50年5月に期限が切れ、逆に昭和60年までに13基の原子力発電所を設置する決議が通ってしまったが、反対の声に押されて今のところ計画は具体化していない状態である。

四、フィンランドでは、地方自治体の権限を無視して原子力発電所の建設は出来ないことになっているが、コッパルネス原子力発電所の場合は、地方自治体当局が当初の許可決定を翻し、昭和50年に建設反対の決定をなした。

五、ノルウェーでは、国民の圧倒的な反対の声を受け、又、議会でも原子力発電の推進を支持する政党はなく、建設中のものも、運転中のものもゼロである。

#### 第六、結論

以上のとおり、執行停止の要件事実について概略の論述をなしたが、各論点の詳細については、申立人らが、本案において主張しているところであるので、これらを全て、援用する。又、疎明方法についても本案における証拠方法を援用する。

以上により執行停止をなすべきは明らかである。速やかに本件許可処分の効力を停止されるよう求めるものである。

以上

## 原告準備書面(12)目次

	頁数
第1編 総論	1
第1章 原子力発電所の危険性とその問題点	1
第1 はじめに	1
第2 原子力発電所の危険性の根源	2
第3 いかに少量といえども危険である	4
第4 原子力発電所労働者の被曝は放置できないところにまできている	12
第5 不完全な工学的技術のままで	

進められる原子力発電所の危険性	17	第2 伊方原子力発電所周辺における平常時被曝評価値の危険性	191
第6 核燃料サイクルの確立、廃棄物の処分方法が解決していない原子力発電所の建設は許されない	26	第3 本件許可処分における平常時被曝の無審査	197
第7 プルトニウムの恐怖	30	第4 原子力発電所内外での放射線被曝の実態	253
第8 原子力発電は「エネルギー問題」解決の担い手たり得ない	36	第5 固体廃棄物の廃棄について無審査	281
第9 我国及び世界各国における原子力発電所建設反対運動の現状とその志向するもの	46	第6 使用済燃料およびその再処理（核燃料サイクル）の無審査	321
第10 「原子力基本法」は憲法違反である	60	第7 廃止された原子力発電所の施設についての無審査	355
第2章 原子炉規制法は憲法違反—基本的人権条項および適正手続条項違反—	67	第8 結論	539
第1 基本的人権と適正手続の保障	67	第2章 温排水についての審査欠如	361
第2 憲法の基本的人権条項と原子炉規制法	70	第1 温排水とは	361
第3 適正手続の保障と原子炉規制法	82	第2 冷却系の通過と温排水中の汚染物質	363
第4 結語	103	第3 温排水の水生生物への影響	364
第2編 伊方原子力発電所の危険性	105	第4 温排水の排出による気象・海象への影響	369
はじめに	105	第5 温排水の漁業に及ぼす影響	370
第1 原子炉規制法の解釈のあり方	105	第6 温排水の拡がり	372
第2 伊方原子力発電所の安全審査は違法な基準によってなされた	123	第7 伊方原子力発電所より排出される温排水の影響	374
第3 被告の準備書面(7)「はじめに」に対する反論	142	第8 温排水についての審査義務	379
第1章 原子力発電所の平常運転時の危険性	149	第9 結論	384
第1 微量放射線の危険性	149	第3章 燃料棒の危険性	385
		第1 原子力発電所の危険性	385
		第2 炉心の構造と役割	389
		第3 続発する燃料棒事故	391
		第4 平常運転時に発生する炉心の欠陥	409
		第5 異常時に予測される炉心の崩壊	418
		第6 炉心に関する安全審査の欠陥	453

第7章 結論	472	第1章 原子力発電所における立地	
第4章 蒸気発生器細管事故	473	条件の重要性	599
第1章 はじめに	473	第2章 立地審査指針	609
第2章 蒸気発生器細管事故の重大性と現実性	479	第3章 地盤に対しての評価の誤り	621
第3章 被告主張の不当性	494	第4章 地震・耐震性評価は誤っている	637
第4章 結論	523	第5章 本件立地審査は原子炉規制法に違反する	685
第5章 原子炉压力容器及び一次冷却系配管の非健全性	529	第8章 必らず起こる破滅的な大事故	687
第1章 はじめに—事故発生の本質的原因について—	529	はじめに	687
第2章 原子炉における材料力学的問題	532	第1章 本件原子炉がその事故によって、周辺住民に災害を与えることはない、との被告の主張の誤りと不当性	688
第3章 压力容器の中性子照射による脆化	534	第2章 伊方原子力発電所が事故時に原告にもたらす災害の評価についての本件安全審査の重大な誤りと違法	737
第4章 応力腐食割れと疲労き裂	541	第3章 結論	839
第5章 压力容器及び一次冷却系配管の非健全性による危険	549	第3編 伊方原子力発電所設置許可手続の違法性	841
第6章 压力容器に関する規格についての問題点	550	第1章 伊方原子力発電所設置許可に至るまでの違緯	841
第7章 結論	552	1. 我国原子力行政における企業・国民・住民の立場	841
第6章 緊急炉心冷却装置(ECCS)		2. 原子力基本法制定までの経過(昭和20年9月～同30年12月)	842
……安全装置は働かない	555	3. コールダーホール炉同入計画の挫折と軽水炉への転換(昭和31年～39年)	849
第1章 本件原子炉ECCSがまったく無効な一次冷却材喪失事故(LOCA)	555	4. 四国電力の原子力発電所立地選定経過(海南町・津島町への立地準備とその失敗)	858
第2章 本件原子炉のECCSの性能は実証されていない	560	5. 伊方への立地準備の経過と状況	864
第3章 本件安全審査方法の不当性	567	6. 伊方原子力発電所設置許可申請後、現在に至るまでの経緯	889
第4章 本件原子炉ECCS審査基準の不当性	573		
第5章 本件原子炉ECCSの基準不適合性	580		
第6章 結論	596		
第7章 立地選定の誤り	599		

第2章 伊方原子力発電所設置許可	895
手続の違法性	895
1. 序	895
2. 原子力行政の特質と適正手続保障	895
3. 原子炉設置許可行政における手続的法制の現状	898
4. 原子力基本法2条の審査手続における意義とその性格	902
5. 原子力発電所設置許可手続における適正手続の内容と基本的 手続的義務違反	904
6. 公開、民主的運営規定違反	914
7. 自主的運営欠如と個別的手続 瑕疵の違法	917
8. 安全評価過程上の違法	949
第3章 結び	953
第4編 結論	957

(1頁から続く)

ところで星野証人の証言をききながら次の様な疑問が原発と我々の関係について出てきました。そのひとつは、原発がもし原発推進派がいうように必要不可欠であるとするならば、なぜ、原発が事故の時にっていった破壊にいたるまでの経過を確かめるほどの実験をしないかということです。極限の状況をたしかめてはじめて人間が扱い得るものかどうかかわかるのではないのでしょうか。原爆や水爆の実験をする国があるのですから、原発の極限状況の実験があつておかしくないと思えますが？ それともやらない理由がなにかあるのでしょうか。

もうひとつは、原発をつくることは潜在核保有国になることだといわれますが、それと同時に潜在被爆国になることではないかということです。潜在被爆国とは変な呼び方かもしれませんが、ようするに、原発がごく普通の大砲や爆弾などの通常兵器で攻撃された場合、破壊されることは推進側も認めていることなので、原発を攻撃されれば通常兵器で我々は核攻撃を受けたのと同様なすさまじい被害を受けるということです。防衛庁の防衛白書でも全面戦争はともかく局地戦争はありうるという想定ですから、電力会社が原発をつくるたびに、我々は段々重症の潜在被爆者になっていくのではないのでしょうか？

こんな原発に対する新たな疑問がわいてきたのも私にとっては大きな進歩でしたが、伊方訴訟がもつ大きな意味を感じた次第です。裁判所前の電車通りをわたると、松山では横断する人のために車はもちろん電車までとまります。伊方の人々の生存権の主張をなぜ四電や国は尊重できないのかと腹立しくなりました。(M記)

## 原告準備書面(12)

### 学習に役立てて下さい

上掲の目次をごらんになればお分りのように、今回提出しました準備書面(12)には、これまでに争われてきました裁判の問題点がほとんど含まれています。証拠や証言は別になっていますので、完全な資料とは言えませんが、学習や研究には役立つと思います。また、最終準備書面作成に備えて、批判やご意見を寄せていただくことも期待しています。高価(1部1万円送料込)ですが、必要部数を前金(為替用紙)でお申し込み下さい。

# 「防災計画無しの運転は違法， 四電に停止を命じよ」

## 住民代表ら愛媛県に抗議

2月5日、松山地裁に執行停止申立書を提出後、伊方、保内、三崎の各住民代表10数名は県庁に行き、梅崎社会党県議のあっせん

で、消防および公害の各担当課長と会見。  
住民代表から、「原発の運転には、住民の避難を含めた防災計画が必要と聞いているができていますのか」と質問。これに対し両課長は、「案はできていますが、いろいろ調整に手間どってまだ作られていない」と答弁。住民らは、「それではまるで、赤旗などで注意しないままにダイナマイト爆発をするのを許可するのと同じだ。すぐ運転を止めるよう四電に命じよ」、「先日の燃料棒の事故のあとで知事は、こんごは厳しく監督する、などと云っていたのにどうしたか」、「我々のいのちと四電とどちらがだいじと思っているのか」などと、口口に激しく抗議。

もと八幡浜警察署長の消防課長は、「たしかに運転までにやるべきだと思って努力してきたが、いろいろ障害があってまだできていないことは申しわけない。なるべく早くやるが、違法とは思わない」と官僚答弁かダンマリ戦術で終始。住民から「どうして違法でないのか」と問われ、「法律にいつまで作れと書いてない」と答え、「期日の指定の無いのは運転の時まで、というのは常識でないか。よくそんなことでつとまるな」と、一せいに反撃され沈黙。法廷でも、「災害は起こらない」と主張されている伊方原発を、防災計画の対象としなければならぬためらいが、計

画案を棚上げにさせているのであろう。

約束の時間が来た、ということで、住民らは口口に、「四電に運転をやめさせよ。あんたらではだめだから、つぎには知事に会わせろ」と言い残して県庁を後にした。(Q)

## 会計報告 (77.1/19 ~ 2/14)

### 収入

会費	57,000
ニュース購読料	48,200
準備書面上金	90,000
特別カンパ	24,646
計	441,660

### 支出

ニュース代金	80,000
郵送料	13,310
為替手数料	1,080
証人打合せ旅費	15,000
第19回公判援助費	44,240
交通費	215,600
行動費	165,000
宿泊費	61,800
準備書面作成費	30,232
会場費	90,730
タイプ代	183,250
謄写代	28,340
執行停止申立関係費	63,080
交通費	48,080
行動費	15,000
資料費	6,010
雑費	170
計	923,370

差引 — 481,710

借入金合計 — 1,035,293